

前金払の使途拡大の延長について

令和4年度において、本市発注の建設工事における前金払の対象経費の使途を拡大する特例措置について、次のとおり継続して実施します。

1 対象となる前金払

平成28年4月1日から令和5年3月31日までに新たに請負契約を締結する（または、締結した）工事の前金払で、令和5年3月31日までに払出しが行われるもの。

2 拡大される前金払の対象経費及びその上限金額

（対象経費）

現場管理費（労働者災害補償保険料を含む。）及び一般管理費等のうち当該工事に施工に要する費用（保証料を含む。）

（上限金額）

前払金額の100分の25

※さいたま市公共工事前金払取扱要綱第3条に規定される前金払の割合（契約金額の10分の4以内）に変更はありません。

3 その他

前金払の対象経費及び払出手続きの詳細は、各保証事業会社にお問い合わせください。

【問い合わせ先】

さいたま市財政局契約管理部
契約課工事契約第1係
電話：048-829-1180